

★4月または5月に資格を取得したときは？★

(ケース)

- ・ 4月1日被保険者資格を取得 (標準報酬月額=500千円で登録)
- ・ 給与日: 25日、支給日: 当月末日の場合

()は支払基礎日数	基本給	通勤手当	残業手当	合計
4月 (18)	350,000	0	0	-
5月 (30)	500,000	0	0	500,000
6月 (31)	500,000	0	0	500,000
総額				1,000,000
平均額				500,000

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉗ 被保険者番号		㉘ 被保険者の氏名		㉙ 生年月日		㉚ 性別		㉛ 従前の標準報酬月額		㉜ 従前の改定月・原因	
報酬月額								㉝ 3ヶ月の総計		㉞ 適用年月	
㉟ 算定対象月の期間 支払基礎日数		㊱ 通貨による ものの額		㊲ 現物による ものの額		㊳ 合計		㊴ 平均額		㊵ 修正平均額	
								㊶ 決定後の標準報酬月額			
厚 健 350		健保 花子		5.50.8.2		女		従前 500 千円		年 9 月	
4月 18日		350,000 円		0 円		-		総計 1,000,000 円		円	
5月 30日		500,000 円		0 円		500,000 円		平均 500,000 円		円	
6月 31日		500,000 円		0 円		500,000 円		決定 500 千円		備考	
										4月1日資格取得。	

(解説)

- ・ 資格を取得した月は、給与の日との関係で「㉟支払基礎日数」が短くなってしまいます。㉟支払基礎日数が、単に17日以上あるということで、単純に3ヶ月の平均額を採用すると、資格取得時の標準報酬月額よりも低く設定されてしまいます。

- ・ 以下の①または②に該当する場合は、2ヶ月(5月、6月の報酬月額)で平均して「㊶決定後の標準報酬月額」を決定します。

① 4月末日の給与計算は「日割り」で計算している。

② 9月以降も、5月、6月の報酬月額に応じて報酬が支払われる。

※ 5月の資格取得者の場合は、上記①、②を基準に6月の1ヶ月分の報酬月額で「㊶決定後の標準報酬月額」決定します。

- ・ 「㊳4月の合計」欄には、「-」(ハイフン)を記入してください。
- ・ 「㊶決定後の標準報酬月額」=500千円(30等級) 440千円(28等級)